

第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について

<第四次滋賀県環境総合計画の概要>

1. 計画の位置づけ

本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、平成 26 年（2014 年）10 月に第四次滋賀県環境総合計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）

本計画は、本県の環境行政の基本計画として、環境の保全に関する基本目標や施策の展開、行動の視点などの事項を定めたものであり、本県におけるあらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担っています。また、本県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものとして位置づけられ、琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など、各分野の計画・施策は本計画の方向性に沿って推進しています。

2. 計画の体系

本計画では、計画の将来像を「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の創造」としています。

そして、この将来像の実現に向けた3つの基本目標と、それらの具体的な施策展開として7つの「施策の方向性」を設けています。

目指すべき将来像：「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現

基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

施策の方向性

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きものにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3R 取組のステップアップを進めます

<本計画の進行管理について>

1. 進行管理の手法

計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN）-実施（DO）-評価（CHECK）-反映・見直し（ACTION）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

また、本計画の進行管理は、関連する分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する「総合評価方式」にて行うこととしており、その具体的な方法は以下のとおりとします。

2. 「評価（CHECK）」の進め方

（1）評価の考え方

総合評価方式では、県が実施する様々な施策の結果として、「環境や社会の状況が本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか」、「目標に至るまでにどのような課題があり、対策が必要なのか」を確認していきます。

そのため、点検・評価は、各基本目標に対する環境や社会の「現在の状態」および、課題の改善や取組方針の変化に見られる目標達成に向けての「傾向」という観点で、現状評価により行います。

（2）評価の対象

評価の対象は、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとします。

（3）評価の実施手順

①「施策の方向性」の点検（別紙2）

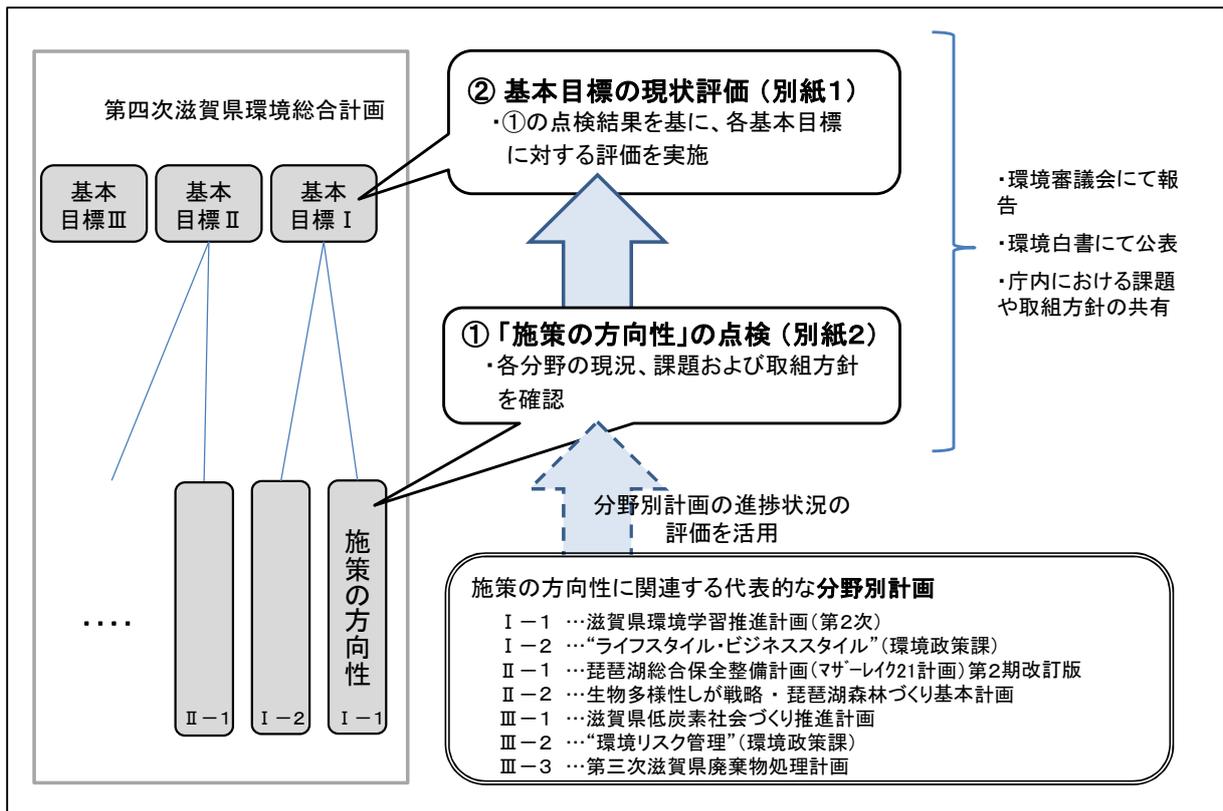
本計画の7つの「施策の方向性」について、関連する分野別計画における進捗状況の評価を主に活用して、各分野の現況、課題および取組方針を点検します。

②基本目標の現状評価（別紙1）

「施策の方向性」の点検結果を基に、上記観点での各基本目標に対する現状評価を行います。

（4）評価結果の報告・公表

点検・評価の結果は、毎年度、滋賀県環境審議会に報告して意見および助言を受けます。また、環境白書としてとりまとめ、県民等と共有するとともに、広く意見を得ます。



3. 平成 28 年度における点検・評価の結果

- (1) 基本目標の現状評価 …別紙 1（5 頁～8 頁）
- (2) 「施策の方向性」の点検結果 …別紙 2（9 頁～29 頁）

第四次滋賀県環境総合計画（概要図）

（参考）

◆はじめに 計画改定の根拠、性格と役割 ◆第1章 環境問題を取り巻く現状 近年の環境をめぐる動き、本県における現状と課題

◆第2章 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の実現

◆第3章 基本目標 ◆第4章 環境施策の展開

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
 - ・ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」としてとらえ、実践・行動できる人材育成と地域づくり
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます
 - ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ
 - ・ 本県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

II 琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
 - ・ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ・ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます
 - ・ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生
 - ・ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
 - ・ 地球温暖化により生じている世界的な問題を自分ごととして捉え、県民・事業者・行政などが連携した取組による低炭素社会づくり
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます。
 - ・ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民・事業者・行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます
 - ・ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

◆第5章 環境課題に対応する横断的仕組づくり

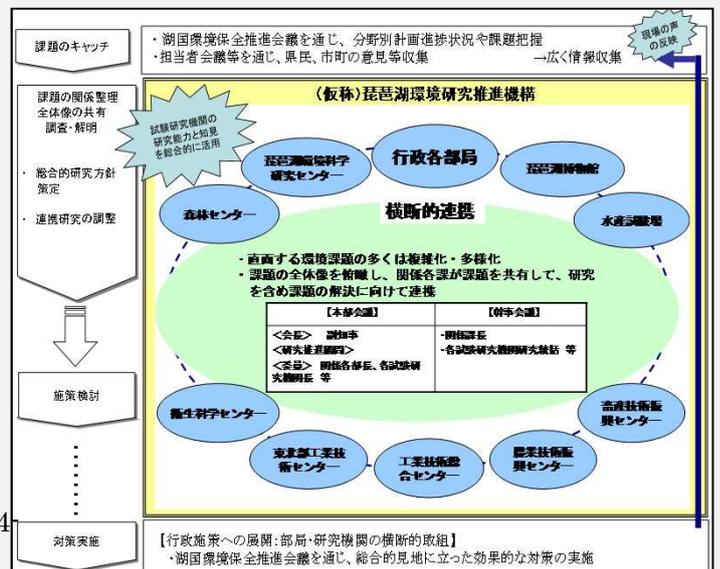
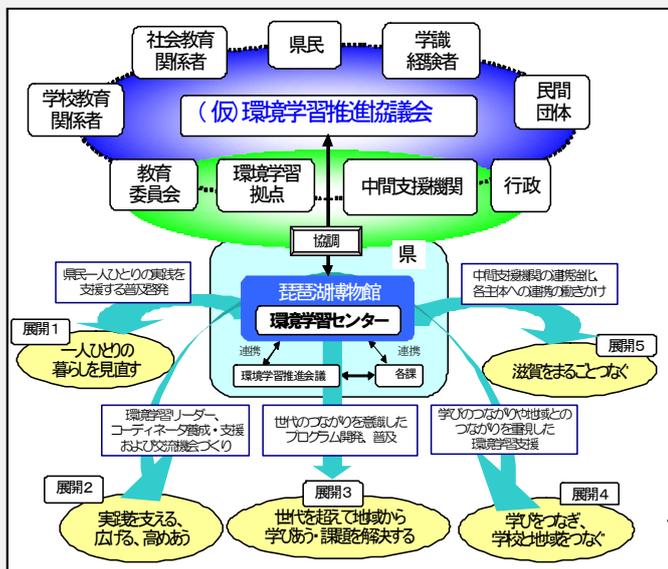
環境問題は時間・空間を超える＋複雑化・多様化（1つの視点だけでの原因解析、対策では不十分） ➡ 仕組づくり

人育ち・人育ての仕組

つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組を構築し、その先にある社会づくりへ

環境課題解決の仕組

総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める仕組づくり



◆第6章 計画の円滑な推進 1. 4つの行動視点 2. 関係諸計画への確実な位置付け 3. 各主体の役割 4. 計画の進行管理について

第四次滋賀県環境総合計画 基本目標の現状評価

基本目標 I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 施策の方向性 I-1 | 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます |
| 施策の方向性 I-2 | 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます |

1. 現況

持続可能な社会を築くためには、環境学習によって県民が高い環境保全意識を養い、主体的に行動を起こしていくことが必要であるとの認識のもと、県や市町、民間団体等によって、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援が行われています。

このような環境学習の取組は、節電やごみの減量といった環境配慮行動に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりを見せています。

また、「びわ湖環境ビジネスマッセ」の隆盛に見られる環境産業の振興や、環境こだわり農業の取組拡大により、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。

2. 課題

県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動を更に進展させ、より多くの人々の学びへとつなげるためには、環境学習を進めるリーダーの育成や学習プログラムの整理、環境学習の場づくりや機会づくり等に、引き続き取り組む必要があります。

あわせて、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していくとともに、社会経済活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業や関連技術の振興をより一層図っていくことが必要です。

3. 今後の主な取組**○環境学習を担う人育てや場づくりの推進**

- ・ 専門的な知識を有する学芸員等を活用した学校教員に対する研修の充実や、教員研修において地域と連携して取り組まれている環境教育の事例紹介を盛り込むなど、「人育て」を担う指導者の育成や研修に取り組めます。
- ・ 「うみのこ」乗船経験のない県外出身者も多く在籍する県内大学の学生や、諸外国からの留学生などに向けても、滋賀の環境について学ぶことのできる機会の拡充に努めます。

○情報提供やつながりづくりによる環境学習のサポート

- ・ 県が支援を行っている「エコ・スクール」活動では、児童・生徒が主体となって、学校や地域の人々と連携をしながら環境学習活動を展開されており、地域の人たちの知恵や経験、様々な活動などを、「生きた教材」として学びを推進しています。

○実践と継続につながる効果的な情報の提供

- ・ 家庭や事業者等を対象とした省エネ診断事業では、各受診者の現状および取組の実践による CO2 削減量や経済的なメリットなどを数値により「見える化」し、具体的な取組メニューと一体的に提供しています。

○環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進

- ・ 環境配慮製品の製造といった低炭素社会づくりに貢献する事業活動を適切に評価する手法として、「貢献量評価」の普及を進め、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がります。

基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

- 施策の方向性Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- 施策の方向性Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

1. 現況

琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の漁獲量の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じています。また、周辺の自然環境においては、開発等による生物の生息・生育環境の劣化や消失、ニホンジカやカワウ等の生息数の増加・生息域の拡大による生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が生じています。

加えて、生活様式や社会構造の変化にともない、私たちの暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりに希薄化が見られます。

2. 課題

琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題に対して、要因が複雑に絡み合うという課題特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていくことが必要です。

また、暮らしと自然との関わりが薄れていることにより、里山といった二次的自然の荒廃や私たちの環境保全意識の希薄化等が生じていることから、暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組む必要があります。

3. 今後の主な取組

○琵琶湖流域生態系の保全・再生への取組

- 琵琶湖における喫緊の課題である在来魚介類のにぎわいの復活に向け、「琵琶湖環境研究推進機構」等において、琵琶湖で生じた事象の関連性やその要因について解明を進めるなど、関係機関の連携による総合的な視野に基づき、課題の解決を図ります。

○暮らしと湖の関わりでの再生への取組

- 私たちの暮らしと湖の関わりを再生するため、琵琶湖流域の環境と調和した農林水産業の振興や、多様な主体が琵琶湖とのつながりや保全・再生に参画する機会の充実を図ります。

○本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

- 本県の生物多様性を保全するため、その脅威となっている侵略的外来生物やニホンジカ、カワウに対し、適切な生息規模に抑えるための取組を進めます。

○生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

- 「生物多様性」という言葉の意味を知っている県民はいまだ2割にとどまっているため、まずは環境学習やイベント等により生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。

○生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

- 多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進めるため、所有権移転等にかかる届出制度や水源林の巡視等による森林の保全・管理、除間伐による適切な森林整備等に取り組めます。

基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 施策の方向性Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- 施策の方向性Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- 施策の方向性Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

1. 現況

本県の温室効果ガスの総排出量は、家庭部門や業務部門からの排出量の増加こともない、平成2年度（1990年度）と比較して増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。

環境リスクについては、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されたことなどから、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。しかしながら、放射性物質や微小粒子状物質が社会的な関心を集めたこともあり、環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。

廃棄物については、家庭や企業における取組が進んだことなどにより、減量や再生利用が着実に進んでおり、最終処分量も概ね減少傾向にあります。

2. 課題

低炭素社会の実現のため、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行うとともに、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対応するため、「適応策」の取組を充実させる必要があります。

環境リスクについては、現在の状態を維持するとともにさらなる低減を図っていくことが重要です。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進める必要があります。

廃棄物については、さらなる減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

3. 今後の主な取組

○省エネ取組および再生可能エネルギー導入の促進

- ・ 県民、事業者等の省エネルギー活動やエネルギーの効率的な利用の促進等によって省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図ります。

○気候変動の影響に対する適応策の推進

- ・ 県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を実施し、庁内での情報共有および今後の適応策の検討を進めるとともに、県民や事業者等へ影響評価に関する情報を広く提供し、各主体における適応策の取組を促進します。

○県民への環境リスク情報の提供

- ・ インターネットや県の情報提供サービス「しらしがメール」等の広報媒体を用いて、県民へ環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるなど、県民が環境リスクを把握するために参考となる情報を積極的に提供します。

○2R（リデュース、リユース）の取組の強化

- ・ レジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組推進を図ります。
- ・ 市町や飲食店、宿泊施設等と連携し、食品ロス量の把握や食べきりの普及啓発等を行うとともに、県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を進めます。また、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動に取り組みます。

○廃棄物の適正処理等の推進

- ・ 廃棄物の適正な処理が徹底されるよう、引き続き処理施設等の監視指導や不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます。また、最終処分場の確保や災害廃棄物に対する処理体制の整備など、今後起こりうる事態に対する備えを進めます。

I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

<現況>

環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現するには、それらの課題と自分たちの暮らしとの繋がりを理解し、県民一人ひとりが主体的に行動を起こすことが欠かせません。1970年代後半に、琵琶湖に淡水赤潮が発生したことをきっかけに広がった「せっけん運動」は、県民の行動が社会を動かし、環境保全へとつながった先駆的な事例です。

その歴史を持つ本県では、毎年7月1日の「びわ湖の日」に併せて実施される一斉清掃に10万人を超える県民に参加いただくなど、現在も主体的に環境を守ろうとする県民の意識が高い県であると言えます。

持続可能な社会を築くためには、このような高い環境保全意識をより多くの県民に広げ、そして次世代の県民へと受け継いでいくことが必要であり、そのために大きな役割を果たすのが、「環境学習」です。本県では、ESD^(※)の視点を取り入れ、様々な環境課題に対し、気づき、学び、考え、行動することができる人を育てるとともに、その人たちが課題解決に向け主体的に行動を起こし、それにより持続可能な社会づくりが進むことを目指した環境学習に取り組んでいます。

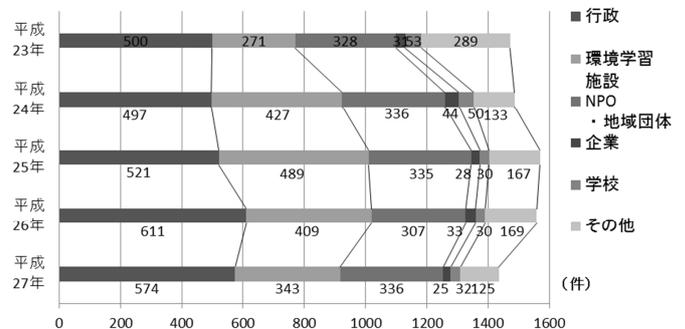
環境学習や環境教育の推進に向けては、平成16年(2004年)3月に全国初の環境学習に関する条例である「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が制定され、これに基づき各主体が必要な役割を担い、様々な取組を実施しています。

県内では、県や市町の主導による事業のほか、NPOや企業などの民間団体、環境学習施設等により、様々な環境学習の場づくりやイベントが実施されています(図表1)。

また、学校教育の分野においても、県内全ての小学校5年生が学習船「うみのこ」で湖上体験学習を実践する「びわ湖フローティングスクール」事業や、小学校4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」、農業への関心を高め、食料や生き物の大切さを学ぶ農業体験学習「たんぼのこ」など、滋賀の豊かな地域資源

を活用した、特色ある体験型の学習活動が展開されています。

図表1 環境学習関連イベントの主体別実施件数



一方で、県は本条例において環境学習を推進するための拠点としての機能を担う体制を整備する役割を担っています。現在は琵琶湖博物館の「環境学習センター」がこの拠点機能を担い、3名の環境学習推進員が県内各地の団体や企業を訪問しながら情報を収集するとともに、環境学習に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等の情報提供や相談対応(図表2)、ホームページやメールマガジンを活用した環境学習情報の発信などを行っています。

図表2 環境学習センターへの相談件数



<課題および今後の取組>

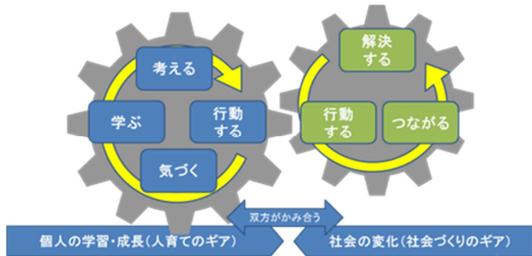
県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動を更に進展させ、より多くの人々の学びへとつなげるには、環境学習を進めるリーダーの育

※ 「持続可能な開発のための教育」と訳され、「全ての人々が持続可能な社会の実現に必要な知識や価値観、行動力等を身につけることができる教育・学習」を意味します。ESDによって、環境問題・貧困・紛争といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、各自が身近なところから解決に取り組むことにより新たな価値観や行動が生まれ、持続可能な社会の構築に繋がることを目指しています。

成や学習プログラムの整理、環境学習の場づくりや機会づくり等に、継続して取り組む必要があります。

県が平成28年3月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」では、環境学習によって気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決していくことで、持続可能な社会づくりが進展すること、いわば「人育て」と「社会づくり」の双方が、かみ合った歯車のように連動して進むことを、環境学習の推進にあたっての基本的な考え方としています（図表3）。また、環境学習に関わる多様な主体や異なる世代、上流と下流、分野の異なる様々な環境課題など、差異のあるものの間に「つながり」を生むことを重視しながら、環境学習の推進に努めることとしています。

図表3 人育てと社会づくりがかみ合って進む「ギアモデル」



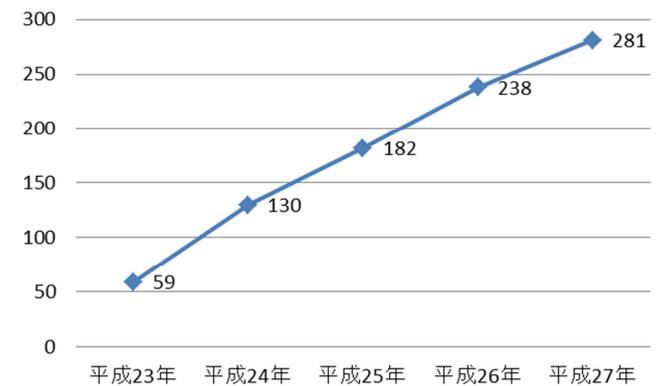
◆環境学習を担う人育てや場づくりの推進

（人材育成および活用、学習プログラムの整備および活用、場や機会づくり）

環境学習を進めるには、活動を先導し、知識を伝えるリーダーや指導者の存在が不可欠です。そのため、リーダーの育成と活躍の場づくりを行うとともに、環境学習に関わる人や企業、専門的なスキルを活かして講師等を頂ける人等の情報について、琵琶湖博物館環境学習センターにおいて収集を進めます。

また、様々な感性が養われる幼児期や就学期の環境学習を促進するため、これを担う保育士や幼稚園教諭に対する学習会の開催や（図表4）、自然環境に関する専門的な知識を有した学芸員等を活用しての学校教員に対する研修の充実、教員研修において地域と連携して取り組まれている環境教育の事例紹介を盛り込むなど、「人育て」を担う指導者の育成や研修にも取り組みます。

図表4 「幼児自然体験型環境学習」指導者育成学習会の参加者数（累計）



また、誰もが気軽に環境学習に取り組み、学びを深めることができるよう、環境学習プログラムの充実や、身近なところで環境について学ぶことができる場づくり、機会づくりが必要です。

そのため、自然環境やごみ問題といった直接的に環境に関わるテーマはもちろんのこと、農業や水産業、歴史や文化など、環境に副次的に関係するテーマの学習についても、個人の学習度合いや年齢に応じた段階的なプログラムの収集や整備を図ります。

体験の場や機会づくりとしては、農業や水産業といった環境と関わりの深い分野をはじめ、「生きる力」を養うために自然の魅力と同時にその怖さ、厳しさを学ぶ防災・減災についての学習機会を提供するなど、多様な分野において取組の充実を図ります。さらに近年では、環境配慮製品を製造する工場の見学や楽しみながら環境についての知識を高めるエコツアーなど、様々な形で学びの機会が提供されていることから、これら情報を整理・発信していくとともに、さらなる学びの場や機会の充実を図ります。その他、「うみのこ」乗船経験のない県外出身者も多く在籍する県内大学の学生や、諸外国からの留学生などに向けても、滋賀の環境について学ぶことのできる機会の拡充に努めます。

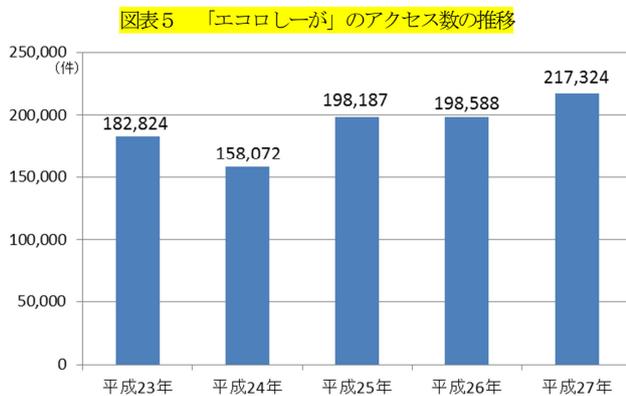
◆情報提供やつながりづくりによる環境学習のサポート

（情報の提供、連携・協力のしくみづくり、取組への機運を高める普及啓発）

環境学習を実践するにあたり、地域の指導者の情報

や関連イベントの開催予定などの必要な情報が、手軽に入手できることはとても重要です。

現在、琵琶湖博物館環境学習センターでは、これらの情報について収集を行い、一元的に整理し、分かりやすく手に入れやすい形で県民等に活用されるよう発信を行っています。特にインターネットホームページ「エコロシーガ」では、環境学習センターが収集した学習事例や人材、施設、フィールド、教材などの情報を参照することが可能となっており、多くの県民等に利用いただいています（図表5）。また、3名の環境学習推進員が県内各地の環境学習の現場等を訪問し、市民団体や企業等とのネットワークを築きながら、情報収集・発信を進めています。



また、環境に関わる様々な主体が連携を深めることは、環境学習の機会を充実させ、取組の幅を広げることにつながります。

学校教育においては、「しが学校支援センター」が地域や企業や団体、NPOなどが持つ豊富な知識や経験、思いなどを、学校教育活動へと取り入れる仲介を行い、連携授業を進めています。また、県が支援を行っている「エコ・スクール」活動では、将来の社会づくりの主役である児童・生徒が主体となって、学校や地域の人々と連携をしながら環境学習活動を展開されています。学校などの教育現場における環境学習・環境教育の充実に向けては、地域の人たちの知恵や経験、様々な活動などを、「生きた教材」とした学びを推進しています。

このような県内の多種多様な活動主体の連携がより一層促進されるよう、交流会や活動報告会といった、

互いに学び合い、たたえ合いながら、相互に助け合い、高め合うことができるしくみづくりを進めます。

また、環境学習の普及に向けた機運の醸成に関しては、特に琵琶湖への思いを広く共有するため、環境基本条例が定める7月1日の「びわ湖の日」の発信を行っています。県民に対してはもちろん、琵琶湖の水の恩恵を受ける下流域の住民等に対しても、琵琶湖の保全への理解、協力を促していくため、県内外でのイベント展開や、下流域の学校における出張出前事業の実施、琵琶湖一斉清掃活動への参加呼びかけなどにより、県内に留まらず、琵琶湖・淀川流域全体で、琵琶湖を守ろうという機運を高めています。

併せて、首都圏での情報発信等により、平成27年9月に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により「国民的資産」とされた琵琶湖の、価値と魅力の発信に努めます。

I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

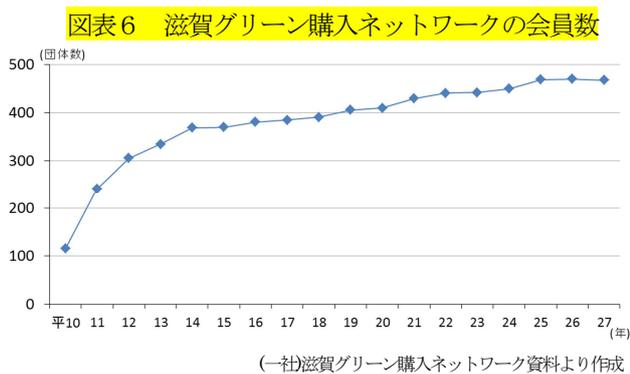
(1) 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進

<現況>

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による地球環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮した生活様式等への転換を進めてきました。

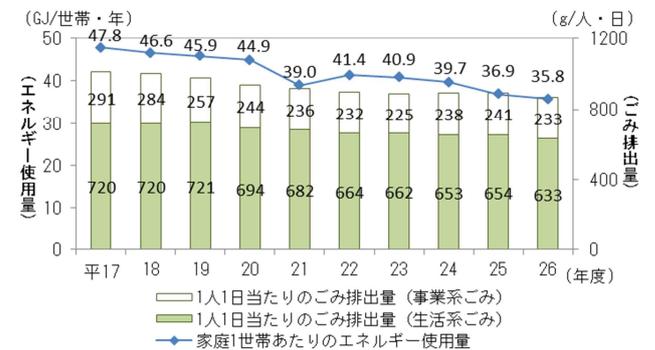
県民の日常生活における環境配慮行動の状況について、平成27年度の県政世論調査によると、琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないといった行動を行っている人と回答した人が、全体の約8割に上っています。また、県内の協力店でレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進めてきた結果、買い物時のマイバッグ持参率は89.9%（平成28年(2016年)3月）まで向上しており、日常生活での身近な環境配慮行動については、多くの県民に実践されるようになりました。

また、事業活動における環境配慮行動としてグリーン購入の取組状況を見ると、滋賀グリーン購入ネットワークの会員団体数はこれまで着実に増加し、大きな規模へと成長しましたが、近年は横ばいとなっています（図表6）。



さらに、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人あたりのごみ排出量はともに減少傾向にあることから、県民等の環境配慮行動の効果が一定現れていると考えられます（図表7）。

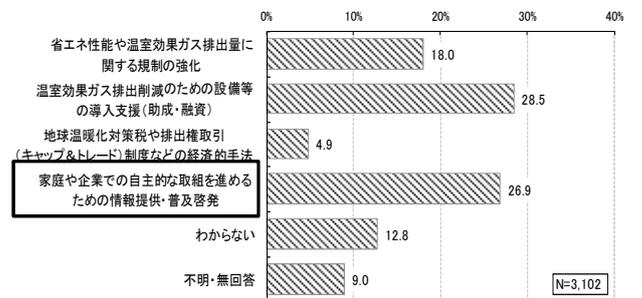
図表7 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日当たりごみ排出量



県民や事業者によって身近な環境配慮行動は一定取り組まれるようになりましたが、全ての県民や事業者に環境に配慮した生活様式・活動様式が定着することを目指し、さらに多くの主体に取組を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組めるよう、各主体の状況に応じた、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます（図表8）。

図表8 地球温暖化対策・低炭素社会づくりに有効な手段についての県民意向



出典：平成26年度県政世論調査

◆環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

県民等の環境配慮行動は、関心が低い人から積極的な行動に至っている人まで、様々な段階にあるため、各主体の段階に応じた普及啓発を行っていく必要があります。

環境配慮意識の低い人に対しては、まずは、本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して保全の重要性への理解を深めることから始め、そのうえで、行動のきっかけとなるような気軽に取り組める身近な環境配慮行動を提示して

いきます。一方で、既に行動している人に対しては、環境配慮の具体的取組を増やしていく、環境家計簿などで自己チェックや改善ができるようにするなど、新たな段階の取組を提案していきます。

このように、環境意識や取組の度合いに応じた重層的な普及啓発を、各段階に対し切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図ります。

◆実践と継続につながる効果的な情報の提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で多様な取組が存在する一方、その一つひとつは小さな取組であることから、各主体ができる限り多くの取組を選択し、継続的に実施していくことが重要です。

そのため行政は、それぞれの主体に応じた取組メニューを、県民等の実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで提供する必要があります。

例えば、現在県が取り組んでいる、**家庭や事業者等**を対象とした省エネ診断事業では、各受診者の現状および取組の実践による CO₂ 削減量や経済的なメリットなどを数値により「見える化」し、具体的な取組メニューと一体的に提供しています。これにより、受診者は各取組の効果を理解しながら、自らが実践可能なものを選択することができます。

このような効果的な情報提供により、各主体の実践と継続意欲を高めることで、環境配慮行動を広めていきます。

(2) 本県の環境関連技術の研究成果の活用による環境保全と経済発展の両立

<現況>

本県では、琵琶湖等の環境保全に取り組みながら経済発展を遂げるため、製造業や農業をはじめとした産業界は高い環境意識のもと、早くから先駆的な環境保全対策を進めてきました。その結果、環境保全のための優れた技術や経験が蓄積されるとともに、それらを用いた様々な環境ビジネスが萌芽してきました。

平成 10 年 (1998 年) より開催している環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」では、出展者数・商談件数とも堅調に推移するとともに、出展者・来場者の約

半数が県外の企業等となっており、本県が環境ビジネスの一拠点へと成長したことがうかがえます (図表 9)。

また、特に近年は新エネや省エネといったエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増えており、本県でも電池産業を中心としたエネルギー関連産業が集積している強みや、これまでの環境保全のノウハウ等を活かし、県内企業における低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進を進めています。

図表 9 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数



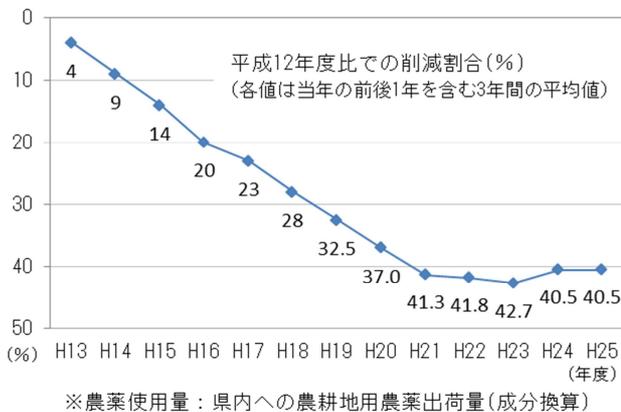
一方、農業においては、農薬等の使用量を抑えるなど環境に配慮した生産を行う「環境こだわり農業」に取り組んでおり、農薬や化学肥料に代わる営農技術等の確立や、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない栽培方法の普及を進めてきました。食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりとも相まって、平成 13 年 (2001 年) の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組が拡大しており、水稻においては作付面積の約 4 割が環境こだわり農産物として栽培されています (図表 10)。

図表 10 環境こだわり農産物の栽培面積、水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合



また、本取組により、化学合成農薬の使用量の削減や農業排水対策の取組が進むなど、営農活動における環境負荷が低減されています（図表 11）。

図表 11 県内における化学合成農薬使用量^(※)の削減割合



＜課題および今後の取組＞

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりを見せており、琵琶湖や生物多様性、温暖化対策といった環境保全に寄与しているため、これら産業等のさらなる振興を図る必要があります。

そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

◆環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進

環境配慮製品や環境こだわり農産物の利用促進には、製品等の市場化や流通・販売ルートの拡大を進めるとともに、環境配慮製品等に対する最終消費者の価値観の向上に努めていくことが重要と考えます。

環境こだわり農産物においては、継続的に購入する消費者の割合は増加傾向にあるものの、平成 26 年度（2014 年度）は 32%にとどまっています。また、環境こだわり農産物の生産にかかる労力やコストは、一般的な農産物に比べ大きいものの、価格競争等によってそれらを商品価格に十分転嫁できている状況にはありません。

こうしたことから、環境こだわり農産物が持つ食の安全・安心や環境保全といった付加価値を、食育や地産地消の取組等を通じて啓発することで、環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利

用・購入に繋がります。

また、製造業等においては、環境配慮製品の製造といった低炭素社会づくりに貢献する事業活動を適切に評価する手法として、「貢献量評価」の普及を進め、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がります。

◆環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術のほか、浄化技術や環境測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

例えば、水環境保全の分野においては、本県の企業等が有する水質保全の技術やノウハウ等を用いて国内外の水環境課題の解決を目指す「水環境ビジネス」の取組を進めています。本取組は、諸地域の環境課題の解決に貢献できるとともに、産学官民の協力による新たな技術開発やノウハウの向上、本県企業のビジネスチャンス等につながるものであり、積極的な展開を図ります。

また、農業においては、病害虫や雑草の防除等にかかる生産者の労力・作業負担が環境こだわり農業の普及の障害のひとつとなっていることから、生産者が取り組みやすい農業技術の開発や防除技術の向上、それらの普及に取り組めます。

Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します

<現況>

高度経済成長期以降、地域開発等を通じて得た安全・安心や便利さと引き換えに、私たちと水の距離は広がり、琵琶湖と人とのつながりは希薄なものとなりました。その結果、私たちは身近な生態系の変化にも気づくことが難しい状況にあると考えられます。そのため、本県においては、湖とその集水域全体におけるつながりへの配慮という視点に立ち、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の取組を進めてきました。

琵琶湖に関連する事象やその評価の視点は様々ありますが、その一つの見方として、近年の琵琶湖と暮らしに関する状態や傾向を、「湖内」・「湖辺域」・「集水域・暮らし」の観点から整理すると、本県がこれまで進めてきた下水道の整備や、工場・事業場の排水規制等の汚濁負荷削減対策により、琵琶湖や河川の水質等の状況は改善傾向が見られる一方、在来魚類の漁獲量の減少、希少野生動物種数の増加、水草の大量繁殖など、琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じています。また、私たちの暮らしにおいても、例えば第一次産業の**従事者数が減少傾向にある**ように、自然と関わりながら生きる暮らしが失われつつあります(図表12、図表13)。

図表12 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向

分類	指標(カテゴリー)	状態				傾向			
		よい	悪くはない	悪い	評価できない	改善している	変わらない	悪化している	評価できない
湖内	琵琶湖の水質					→			
	琵琶湖の植物プランクトン								◊
	琵琶湖漁業の漁獲量(魚類等)							←	
湖辺域	琵琶湖の底質							←	
	琵琶湖の水草(主に沈水植物)							←	◊
湖辺域	琵琶湖のヨシ					→			
	琵琶湖漁業の漁獲量(貝類)							←	
	希少野生動物種							←	
集水域・暮らし	河川の水質					→			
	一次産業(就業者数・生産額)							←	
	環境と調和した農業					→			
	森林の状況								◊

「状態」の評価	「傾向」の評価
<ul style="list-style-type: none"> よい(目標値を達成している等、よい状態にあることを示す) 悪くはない(目標値には達していないが、悪くはない状態にあることを示す) 悪い(目標値には遠く、悪い状態にあることを示す) 評価できない(データが不十分、見方により変わる等の理由で評価ができないことを示す) 	<ul style="list-style-type: none"> 改善している(経年的に改善傾向にあることを示す) 変わらない(経年的な傾向が明確には見られないことを示す) 悪化している(経年的に悪化傾向にあることを示す) 評価できない(データが不十分、見方により変わる等の理由で評価ができないことを示す)

出典：琵琶湖と暮らし 2016 (マザーレイクフォーラム「びわこミ会議」資料)

図表13 琵琶湖と暮らしに関する主な事象

湖内	<ul style="list-style-type: none"> 全窒素・全リンなどの栄養塩類の濃度は減少傾向にあり、富栄養化の進行は引き続き抑制されています。 プランクトンの異常発生である淡水赤潮、アオコについては、平成27年度は赤潮の発生はありませんでしたが、アオコは4水域で5日発生しました。 フナ、セタシジミ、ホンモロコ等、琵琶湖の魚類の漁獲量は減少しています。 オオクチバスやブルーギルなどの外来魚は、駆除やリリース禁止などの取組により、推定生息量が減少傾向にあります。
湖辺域	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は、南湖における水草の現存量が過去最大となり、特に、「コカナダモ」が大繁殖しました。このため、表層刈り取りや根こそぎ除去を実施しました。 オオバナミズキンバイ等の外来水生植物の生育面積が拡大しており、各種対策により繁茂を抑制しています。 ヨシ群落の面積は、平成27年度は約183haにまで回復しました。
集水域・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の「河川の環境基準の達成率(BODの環境基準を達成した河川数÷全24河川)」は88%で、近年は横ばいの状況です。 環境こだわり農業による農作物栽培面積は、平成27年度に14,983haまで増え、化学合成農薬使用量も減量しています。 農業就業人口は、担い手への農地集積が進み、年々減少しています。 林業従事者数は、年々減少しているものの、県民の主体的な参画により水源林の保全を支えていく形態が増加しています。 漁業従業者数は、昭和50年代以降、大きく減少しています。

<課題および今後の取組>

水質は改善傾向にある一方で、在来の生きものは減少しており、その原因については、外来魚の増加や生息環境の悪化などの直接的な影響のほか、栄養塩バランスやプランクトンの種組成の変化といった琵琶湖の生態系のバランスの変化が食物連鎖を通じて生きものに影響を与えている可能性などが考えられますが、明らかとはなっていません。

加えて、私たちの暮らしと琵琶湖のつながりも希薄化が懸念されています。

そのため、県では、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針である「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画) <第2期改定版>」に基づき、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わり再生」の2つの視点から取組を進めています。

◆琵琶湖流域生態系の保全・再生への取組

○「琵琶湖のゆりかご」としての南湖再生

南湖は、「琵琶湖のゆりかご」と呼ばれているように、様々な魚の産卵・生育に適しており、南湖だけでなく琵琶湖全体の生態系にとって貴重な水域です。しかしながら、水草の異常繁茂や在来魚介類の減少など、南湖の生態系に歪みを示す現象が続いており、自然環境等の重点的な保全・再生に取り組む必要があります。

特に、近年、南湖においては、夏になると湖底の約9割を水草が覆う状況にあります。水草帯は、魚類等の産卵や発育・生育の場等として、琵琶湖を形づくる重要な構成要素ですが、水草が大量に繁茂すると、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えると考えられます。

本県では、南湖の望ましい水草繁茂の状態とされている1930～1950年代の20～30km²程度(南湖の面積:52.5km²)の面積に近づけるため、繁茂状況をモニタリングしながら、表層刈り取りや根こそぎ除去を実施しています(図表14)。また、刈り取った水草をたい肥化し、かつてのように農地で有効利用することにより、資源の循環利用を推進するとともに暮らしと湖のつながりの再生にも取り組んでいます。

さらに、水草の異常繁茂により、固有種のホンモロコ等の移動が阻害されていることから、南湖の産卵繁殖場から北湖まで連続した水草刈り取りによる移動経路の確保と種苗放流を実施し、漁場の再生を図っています。

水草対策のみならず、外来魚(ブルーギル・ブラックバス等)や外来植物(オオバナミズキンバイ等)の駆除、ヨシ帯の保全・再生、湖底環境の改善など、総合的な対策により、湖辺域の環境を回復し、ホンモロ

図表14 琵琶湖の水草除去量



※表層刈り取り、根こそぎ除去の合計

コヤセタシジミなどの在来魚介類でにぎわうかつての南湖を取り戻すことを目指します。

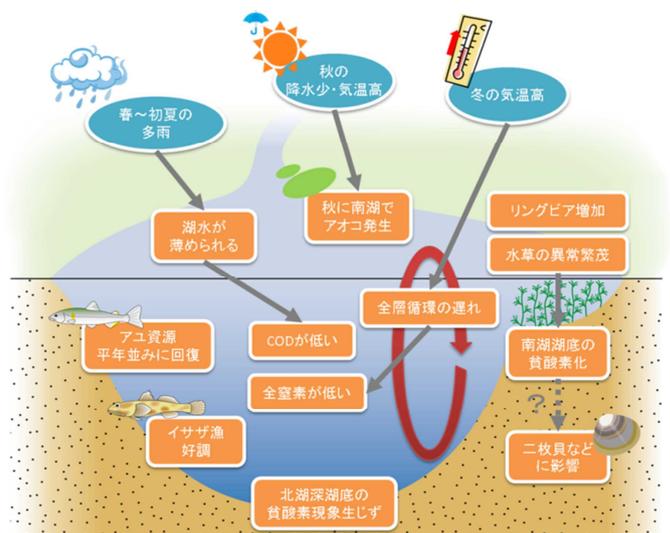
○「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた連携による取組の展開

琵琶湖で生じている生態系の歪みを是正し、かつての魚たちのにぎわいを復活させるためには、琵琶湖で今起きている現象や多種多様に絡み合う要因について正確に把握し、関係機関が主体的に有効な対策を取ることが必要です。

本県では、県庁の行政部局と試験研究機関で構成する「琵琶湖環境研究推進機構」を設置し、環境や水産など分野横断による総合的な視野に基づく課題解決を図ることとしており、現在、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究に取り組んでいます。この研究では、在来魚介類の生息環境の再生を図るため、「水系のつながり」の視点で、森・川・里・湖における変化とその影響を調査するとともに、餌環境の再生を図るため、「生物のつながり」の視点でリンなどの水質と、植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の相互関係の解明を進めています。

また、行政と事業者で「魚たちのにぎわいを協働で復活させるプロジェクト」チームを設置し、琵琶湖で生じた主要な事象や課題について関係者間で情報を共有するとともに、事象間の関連性について検討を行い、その知見を各機関の取組に活かしています(図表15)。

図表15 平成27年度に琵琶湖で生じた主要な事象の関連図



◆暮らしと湖の関わりの再生への取組

生態系の保全・再生のためには、人々の暮らしや産業活動において、琵琶湖をはじめ身近な水環境への関心や理解を深め、環境への負荷を最小限に抑える取組を継続して進めることが重要です。

特に、第一次産業は、自然環境に対する直接的な働きかけが生産活動の基本であるため、自然との関係性が深く、琵琶湖とその集水域の環境に影響を与えやすいと考えられます。そのため、農林水産業をはじめとする様々な生業（なりわい）が、琵琶湖流域の環境と調和する形で活性化することを目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めています。

また、環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等の地域活動・ボランティア活動を支援する仕組みづくりや環境学習等、琵琶湖流域との関わりを生み出すための様々な機会の充実を図ります。

さらに、琵琶湖に対する理解を深めるとともに、琵琶湖の保全に主体的に参画する機運を高めるため、マザーレイク 21 計画の進行管理を、県民、NPO、事業者など多様な主体により進めてきました。

そうした取組の一つとして、活動分野を超えて交流しながら、琵琶湖の現状や施策の方向性について話し合うマザーレイクフォーラム「びわコミ会議」を実施しています。平成 28 年度は 8 月 20 日に開催し、テーマを「恵み 味わい 暮らし つなぐ」として、各団体からの発表や小グループに分かれての話し合いなど、全員参加型による意見交換を行いました（参加者数〇〇人、参加団体数〇〇団体）。琵琶湖の保全再生に向けて、さらに多くの個人や団体に関わり、新たな活動の展開につながるよう参加者の拡大に取り組みます。